

とすること。

ニ、産業報國會内に、勞働者側委員を以て構成する
勞働者部會の設置を認めること。

斯くの如き批判的見解が有るは勞働者側から提出され
たに拘らば、又直接厚生省が産業報國會運動を指導する
に至つた際に「産業報國會若くは之に準ずる機關の設置
のみを理由として、勞働組合の解散を強ふるか如きこと
なきやう努むること」としておたに拘らば、政府は次
第に戰時体制下に於ては可及的速かに産業報國會運動の徹
底を期し、諸種の勞働組合の解体を期待するに至つたこ
とは明らかである。このことは又産業報國會運動が新たな
段階に入つたことを物語るものであつた。之を要するに

産業報國會運動は政府の直接指導の下に「事變後並に事
變下を通じた勞働行政の基調」として、更にまた「國體
の本義に基く皇國産業の本質と皇國産業人の眞使命とに
立脚して産業報國會精神を確立し其の普及徹底を圖ると共
に、之に即する新産業体制を樹立して其の全機能の振興
發揮を期し、以て大業を翼賛し奉らんとする官民一体の
組織的國民運動」として發展せしめらるるに至つた。
以上は本會提唱による産業報國會聯盟の結成以後同聯盟
改組前後に至るまでの産業報國會運動の發展經過の概観で
あるが、産業報國會運動が前述の如き發展を辿るに伴ひ、
本来勞資の對立を前提として両者の關係の調整を目的と
する勞資協調團體の立場も從つて去就を決せざるを得な